

財務省



表13-4 財務省における政策評価の結果及びこれらの政策への反映状況（個表）

政策ごとの評価結果については、

総務省ホームページ（[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/hyouka/seisaku\\_n/portal/index.htm](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index.htm)

1) を参照されたい。

また、政策評価の結果の政策への反映状況は、以下の一覧のとおりである。

## 1 事前評価

表13-4-(1) 租税特別措置等を対象として評価を実施した政策

| No. | 政策の名称                                | 政策評価の結果の政策への反映状況     |
|-----|--------------------------------------|----------------------|
| 1   | 適格退職年金契約の積立金に対する特別法人税の撤廃もしくは非課税措置の延長 | 評価結果を踏まえ、税制改正要望を行った。 |
| 2   | 承継銀行等に係る資本割の特例措置の延長                  | 評価結果を踏まえ、税制改正要望を行った。 |
| 3   | 銀行等保有株式取得機構に係る資本割の特例措置               | 評価結果を踏まえ、税制改正要望を行った。 |

## 2 事後評価

表13-4-(2) 実績評価方式により評価を実施した政策（目標管理型の政策評価）

| No. | 政策の名称   | 政策評価の結果の政策への反映状況  |
|-----|---|---|
| 1   | 我が国における少子高齢化等の社会経済情勢の変化、厳しい財政状況を踏まえ、社会保障・税一体改革を継続するとともに、国・地方のプライマリーバランスについて、2015年度までにその赤字の対GDP比を2010年度の水準から半減し、2020年度までに黒字化すると財政健全化目標達成に向け、歳入・歳出両面において財政健全化に向けて取り組む | <p>【引き続き推進】</p> <p>我が国の財政状況は、国・地方の長期債務残高が平成25年度末には980兆円（対GDP比202%）に達すると見込まれるなど、主要先進国の中でも最悪の水準となっており、極めて厳しい状況にある。</p> <p>政府としては、日本の財政に対する信認を確保していくために、社会保障・税一体改革を継続するとともに、国・地方を合わせた基礎的財政収支について、2015（平成27）年度までに2010（平成22）年度に比べ赤字の対GDP比を半減、2020（平成32）年度までに黒字化、その後の債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すとの財政健全化目標達成に向け、歳入・歳出両面において財政健全化に向けて取り組んだ。</p> <p>財務省としても、上記の政府の方針を踏まえて、適切な財政運営を行うこととした。</p> |
| 2   | 我が国の経済・社会の構造変化に対応し、成長と雇用の実現、社会保障改革とその財源確保といった我が   | <p>【引き続き推進】</p> <p>社会保障・税一体改革に引き続き取り組んだ。また、平成26年3月20日に「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方法人税法」が国会で成立した。</p>  |

|   |  |   |
|---|--|---|
|   | 国の喫緊の課題に応えるため、税制の抜本的な改革に取り組む   |   |
| 3 | 経済金融情勢及び財政状況を踏まえつつ、市場との緊密な対話に基づき、国債発行計画の策定等の国債管理政策を遂行し、中長期的な調達コストの抑制を図りながら、必要とされる財政資金を確実に調達する。また、対象事業の重点化・効率化を図りつつ、政策的必要性等の観点から財政投融资を活用するほか、「新成長戦略における国有財産の有効活用について」等を踏まえ、未利用国有地等の活用や庁舎及び宿舍の最適化の推進など国有財産の有効活用に取り組む | <p><b>【引き続き推進】</b></p> <p>① 国債管理政策<br/>我が国の財政は、過去に例を見ない厳しい状況にあり、今後も大量の国債発行が見込まれている。国債発行当局として確実かつ円滑な国債発行により、必要とされる財政資金を確実に調達するとともに、中長期的な調達コストを抑制していくことによって、円滑な財政運営の基盤を確保するという基本的な考え方にに基づき、国債管理政策を運営した。</p> <p>② 財政投融资<br/>財政投融资計画の編成においては、政策的必要性、民業補完性や償還確実性の観点から見直しを行い、対象事業の重点化・効率化を図りつつ、国民のニーズや社会経済情勢の変化などを踏まえ、必要な事業への資金供給を確保した。</p> <p>③ 国有財産<br/>売却等を通じて国の財政に貢献するとともに、地方公共団体等と連携を図り、地域や社会のニーズに対応した未利用国有地等の活用や庁舎及び宿舍の最適化の推進など、国有財産の適正な管理とともに有効活用等に取り組んだ。</p>  |
| 4 | 金融システムの状況を踏まえながら、関係機関との連携を図りつつ、金融破綻処理制度の整備・運用を図るとともに、預金保険法等の法令に基づき、金融危機管理を行うことにより、金融システムの安定の確保を図る。また、通貨の流通状況を把握し、偽造・変造の防止等に取り組み高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する   | <p><b>【引き続き推進】</b></p> <p>① 金融システムの安定の確保に向けた適切な制度の整備・運用<br/>金融システムの状況を適切に踏まえながら、金融庁等と連携をとりつつ、金融破綻処理制度の適切な整備・運用や迅速かつ的確な金融危機管理に努めた。</p> <p>② 通貨の偽造・変造の防止<br/>通貨の偽造・変造の防止について、引き続き、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人造幣局、日本銀行、警察当局及び税関当局等とも連絡を密にし、通貨の偽造・変造を防止する環境を整備するとともに、海外の通貨当局との連携を図るよう努めた。</p>  |
| 5 | 我が国経済の健全な発展に資するよう、地球的規模の問題への対応を含む国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、アジアにおける地域協力の強化、開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指す。特に、我が国を含むアジア諸国が共に成長するため、アジアにおける「新成長戦略」を推進する                                 | <p><b>【引き続き推進】</b></p> <p>G20、G7等の枠組みに積極的に参画し、世界経済の持続的発展等に向けた諸問題への取組を行い、また日本の情勢や考え方への各国の理解が高まるよう努めた。</p> <p>アジアにおける地域金融協力については、ASEAN+3の枠組みにおいてチェンマイ・イニシアティブ（CMIM）の強化、域内の経済監視を行う常設機関であるASEAN+3マクロ経済リサーチオフィス（AMRO）の更なる組織強化及びアジア債券市場育成イニシアティブ（ABMI）を推進した。</p> <p>また、二国間金融協力の推進に関しては、二国間通貨スワップについて、インドネシア及びインドとの間で拡充契約を締結し、フィリピン及びシンガポールとの間で拡充・再締結に向けて基本合意したほか、現地通貨建て資金供給の促進に貢献する等、地域金融協力の強化に取り組んだ。</p> <p>MDBsに関しては、主要出資国として業務運営に積極的に参画し、我が国のODA政策・開発理念をMDBsの政策に反映させるとともに、我が国の開発援助にMDBsの専門的知見や人材を活用した。</p> <p>日本企業の海外展開の促進のため、円借款のSTEP制度（本邦技術活用条件）やJBICの融資等の枠組みを活用して、ファイナンス面から支援した。</p> <p>国際貿易に関する取り組みについては、WTOドーハ・ラウンドにおける貿易円滑化交渉に我が国の首席交渉官として取り組み、平成25年12</p> |

|    |   |   |
|----|---|---|
|    |   | 月の第9回WTO閣僚会議における同交渉の妥結に貢献するとともに、TPP、RCEP及び日EU・EPA等の多数の経済連携交渉に取り組んだ。   |
| 6  | 総合目標1から5の目標を追求しつつ、震災対応に取り組むとともに、財政健全化と経済成長との両立を図る観点から、デフレ脱却・安定的な経済成長の実現に寄与することを旨とし、関係機関との連携を図りつつ、適切な財政・経済の運営を行う | <p><b>【引き続き推進】</b><br/>引き続き、震災対応に取り組むとともに、財政健全化と経済成長との両立を図る観点から、デフレ脱却・安定的な経済成長の実現に寄与することを旨とし、関係機関との連携を図りつつ、適切な財政・経済の運営を行った。</p> <p>政府は、日本経済の競争力と成長力の強化に向け、大胆な規制・制度改革を含む「日本再興戦略」を平成25年6月14日に閣議決定した。また、政府は、財政健全化と日本経済再生の双方を実現する道筋について、経済財政諮問会議において検討を進めており、その上で、財政健全化目標を実現するための中期財政計画を作成し、平成25年8月8日に閣議了解した。財務省としても、関係府省と連携しながら、社会保障・税一体改革を継続するなど、適切な財政・経済の運営を行っていくこととした。</p> <p>また、共同声明にのっとり、政府及び日本銀行の政策連携を強化し、デフレ脱却と経済成長の実現に向け、一体となって取り組んでいくこととした。</p> |
| 7  | 重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進  | <p><b>【引き続き推進】</b><br/>国債に対する信認を確保するため、公債発行額をできる限り抑制し、財政健全化目標を踏まえ、税収が公債金を上回る状態を維持するなど、中長期的に持続可能な財政構造を目指した。</p> <p>さらに、社会保障・税一体改革を継続するとともに、中期財政計画に基づき、財政健全化目標の実現を目指し、歳出・歳入両面にわたる予算の無駄の点検等に努め、歳出全体を必要性の高い分野に重点的に配分した。同時に、予算執行調査、政策評価、決算及び決算検査報告、国会での指摘・議決などの予算への反映・適切な活用を努めた。</p> <p>広報活動については、財政の現状や政府の取組に係る図表等を用いた分かりやすい説明を、資料やホームページ等の多様な媒体によって、引き続き積極的に行なった。</p> <p>平成26年度予算概算要求額：2,671,461千円</p>   |
| 8  | 必要な歳入の確保  | <p><b>【引き続き推進】</b><br/>経済情勢等に配慮し税収及び税外収入の確保に努めるとともに、税収の適切な見積りや説明責任の向上に努めた。</p>  |
| 9  | 予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保  | <p><b>【引き続き推進】</b><br/>予算執行に関する情報開示を充実し、適正かつ効率的な予算執行を確保することは重要な課題であると考えており、引き続き、財務省ホームページから各府省庁の予算執行に関する情報開示を閲覧できるようにするとともに、法令及び予算に則った予算執行に係る各手続の適切な審査や各府省庁等の会計事務職員を対象とした会議・研修等の効果的な実施、入札契約の改善や随意契約の適正化の推進に努めた。また、予算執行調査については、予算の効率化が図られるよう、専門家の知見の活用等を図りつつ、より深度のある調査を実施した。</p> <p>平成26年度予算概算要求額：4,969,634千円</p>  |
| 10 | 決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示   | <p><b>【引き続き推進】</b><br/>財政状況についての透明性の確保や説明責任の向上及びその早期公表は極めて重要である。</p> <p>具体的には、年度途中における予算使用の状況、国庫歳入歳出状況及び予算の執行実績である決算の概要について、国民及び国会に対し適時適切に報告するとともに、平成24年度歳入歳出決算については、平成23年度歳入歳出決算に引き続き、会計検査院へ早期に送付し、平成25年11月19日に国会に提出した。</p>  |
| 11 | 地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行   | <p><b>【引き続き推進】</b><br/>財源における地方の自立性を高めるため、国・地方の財政状況を踏まえつつ、国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含めた税源配分の見直しの一体的な改革に向け地方債を含め検討する必要がある、国・地方の財政の健全化や、地域の自主性及び自立性を高めるための改革に係る議論等を踏まえて、地方歳出の削減努力、地方交付税の制度改革、地方間の税源の偏在等、国税・地方税を通ずる諸課題等について必要に応じ</p>  |

|    |   |  |
|----|---|--|
|    |   | て総務省と調整を行った。   |
| 12 | 公正で効率的かつ透明な<br>財政・会計に係る制度の構<br>築及びその適正な運営               | <p>【引き続き推進】</p> <p>① 国の財務書類の作成・公表等<br/>「国の財務書類」については、平成23年度分に引き続き、より充実した説明資料も併せて作成・公表し、国民に対する分かりやすい説明に努めた。「特別会計財務書類」については、会計検査院の検査を経た上で国会へ提出した。さらに「省庁別財務書類」についても、各省庁よりの確かな財務情報の開示がなされるよう必要な助言等を行った。<br/>また、「政策別コスト情報」を各省庁が作成・公表するにあたって、的確な情報開示が行われるように必要な助言等を行った。</p> <p>② 特別会計改革<br/>特別会計については、「特別会計改革に関するとりまとめ」（平成25年6月5日行政改革推進会議）を踏まえ、「特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律案」を国会に提出し、平成25年11月15日に成立した。</p> <p>平成26年度予算概算要求額：10,080千円</p>   |
| 13 | 我が国の経済・社会の構造<br>変化に対応するとともに、<br>喫緊の課題に 대응するた<br>めの税制の構築 | <p>【引き続き推進】</p> <p>① 我が国の経済・社会の構造変化に対応するとともに、喫緊の課題に対応するための税制の構築<br/>社会保障・税一体改革に引き続き取り組んだ。また、平成26年3月20日に「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方法人税法」が国会で成立した。</p> <p>② 税制改正についての広報の充実<br/>税の意義・役割、税の使途、税制の現状と課題、税制改正の内容など、税制全般に対する国民の理解・納得が深まるよう、幅広い媒体を活用し、広報活動の一層の充実を図った。</p> <p>③ 政策評価の活用<br/>租税特別措置を含めた税制改正を行うに当たって、要望時において各府省等に対し、「政策の達成目標」の実現状況など各府省等が行った政策評価の結果を記載した要望書の提出を求め、税制改正案の立案に向けた各府省等との議論の材料とした。</p> <p>平成26年度予算概算要求額：161,457千円</p>   |
| 14 | 国債の確実かつ円滑な発<br>行及び中長期的な調達コ<br>ストの抑制                     | <p>【引き続き推進】</p> <p>我が国の財政は、過去に例を見ない厳しい状況にあり、今後も大量の国債発行が見込まれている。<br/>国債発行当局として確実かつ円滑な国債発行により、必要とされる財政資金を確実に調達するとともに、中長期的な調達コストを抑制していくことによって、円滑な財政運営の基盤を確保するという基本的な考え方に基づき、国債管理政策を運営した。</p> <p>① 市場のニーズ・動向等を踏まえた国債発行<br/>国債発行については、市場のニーズ・動向等を踏まえ、平成25年1月に策定した平成25年度国債発行計画に沿って発行し、必要とされる財政資金を確実に調達した。平成26年度国債発行計画については、市場のニーズ・動向等を踏まえ、国債の発行年限のバランスのとれた計画を策定した。さらに、平成25年度においても、「国債市場特別参加者会合」や「国債投資家懇談会」等の場を通じた市場との対話をきめ細かく行った。</p> <p>② 国債市場の流動性維持・向上<br/>国債発行当局として、市中からの買入消却や流動性供給入札など、国債市場の流動性向上に向けた施策を実施している。また、我が国の国債市場が高い流動性を有することは、市場参加者の求めるところでもある。平成25年度においても、引き続き、「国債市場特別参加者会合」等の場を通じた市場との対話を踏まえながら、国債市場の流動性維持・向上に向けたこれらの取組を進めた。</p> <p>③ 円滑な国債入札の実施に向けた対応<br/>入札時にトラブルが発生した場合の対応については、予め定められた</p> |

|    |   |   |
|----|---|---|
|    |   | <p>手順に沿って適時に適切な対応を行うことにより、円滑な国債入札の実施に努めた。</p> <p>④ 保有者層の多様化<br/>個人投資家については、個人向け国債の販売促進の観点から、平成25年12月募集以降、すべての個人向け国債を毎月募集・発行とすることにより、引き続き個人の国債保有の促進に向けた取組を行った。<br/>海外投資家については、日本国債や日本経済・財政等に関する海外投資家の正しい理解を促し、そうした投資家とのネットワークを構築・維持するほか、直接投資家を訪問する以外にも、メール等を活用しつつ、より一層積極的なコミュニケーションに努めた。</p> <p>⑤ 国債に係る広報・広告の充実<br/>平成25年度においても、国債の安定消化を確保する等の観点から、国債市場や国債管理政策についての透明性を高め、積極的にホームページ等を通じた情報発信や広報活動に引き続き努めた。</p> <p>平成26年度国債整理基金特別会計予算概算要求額：210,426,518,687千円<br/>平成26年度東日本大震災復興特別会計予算概算要求額：132,136,997千円<br/>平成26年度予算概算要求額：25,279,457,034千円<br/>機構要求：国債管理政策に関する情報収集、情報提供、制度調査の機能を抜本的に強化し、戦略的な情報発信・収集の企画立案を行う体制を整備するため、国債政策情報室（仮称）及び国債政策情報係（仮称）の設置を要求した。<br/>定員要求：上記に対応した体制整備のため、定員1名を要求した。</p> |
| 15 | <p>財政投融資の対象として必要な事業を実施する機関への資金供給の確保と重点化・効率化及びディスクロージャーの徹底</p> | <p>【引き続き推進】</p> <p>① 財政投融資計画の編成においては、各府省庁・各機関より提出された政策評価や政策コスト分析を活用し、政策的必要性、民業補完性の観点から見直しを行い、対象事業の重点化・効率化を図りつつ、国民のニーズや社会経済情勢の変化などを踏まえ、必要な事業への資金供給を確保した。また、財政投融資対象機関に対する適切な審査により、その内容を、財政投融資計画に反映させた。</p> <p>② 財政投融資対象機関に対する既往の貸付金について、適切なモニタリングを行い、約定通りの確実な回収を行った。また、引き続き適切なALMに取り組むこと等により、可能な限り金利変動リスクの低減に努めた。また、政策コスト分析の活用、公表に取り組んだ。</p> <p>③ 財政投融資について、国民の理解を一層深めるとともに、運営に対するチェックを容易にするため、平成22年4月16日に取りまとめた財政投融資の透明性の向上についての実施プランに基づき、PDCAの各段階における情報開示の拡充や実地監査等により、引き続き透明性の向上に取り組んだ。</p> <p>平成26年度財政投融資特別会計（財政投融資資金勘定、投資勘定）予算概算要求額：33,529,596,930千円</p>  |
| 16 | <p>国有財産の適正な管理及び有効活用等と情報提供の充実</p>                              | <p>【引き続き推進】<br/>国民共有の貴重な財産である国有財産については、売却等を通じて国の財政に貢献するとともに、地方公共団体等と連携を図り、地域や社会のニーズに対応した有効活用を図っていくこととし、以下のとおり国有財産の適正な管理及び有効活用等に取り組んだ。</p> <p>① 行政財産等の監査<br/>国有財産の監査の充実・強化を図るため、現地における深度ある監査を実施した。具体的には、市街地に所在する道路、河川等の公共用財産及び庁舎等、省庁別宿舎の公用財産の監査に事務量を重点的に配分し、未利用国有地の洗い出し及び空きスペースの創出に主眼を置いた監査を実施した。</p> <p>② 既存庁舎等の効率的な使用の推進<br/>行政組織の見直し等によって生じる既存庁舎の過不足を解消するため、監査の結果などを活用し、省庁横断的な入替調整を積極的に行った。</p>   |

|    |               |   |
|----|---------------|---|
|    |               | <p>③ 未利用国有地等の有効活用の促進<br/>未利用国有地等の管理処分にあたっては、「防災基本計画」（中央防災会議）を踏まえ、災害応急対策等への備えとして避難場所、避難施設、備蓄など防災に関する諸活動の推進に配慮した。<br/>また、売却困難財産及び売れ残り財産については、税外収入の確保に加え管理コストを削減する観点から、一時貸付による暫定活用を推進した。</p> <p>④ 東日本大震災への対応<br/>東日本大震災による被災地の応急措置に対応するため、地方公共団体の要請に応じて未利用国有地を無償貸付により提供した。あわせて、被害を受けた中小企業を支援するため、その仮設店舗・事業所用地として、地方公共団体を通じた無償貸付を推進した。<br/>また、被災地に所在する貸付中財産については、その被災状況に応じて貸付期間の不算入措置を講ずるなど、貸付相手方からの相談に丁寧に対応した。</p> <p>⑤ 貸付中及び旧里道・旧水路等の財産の処理促進<br/>貸付中の財産については、管理事務軽減及び税外収入確保の観点から、機会を捉えて積極的に買受勧奨を行うことにより、売却促進に努めた。<br/>また、誤信使用財産については、一層の適正な管理処分のため、計画的かつ効率的に処理をすべく、態様別に分類し、優先順位をつけた計画を策定するとともに、着実に実施した。</p> <p>⑥ 国有財産に関する的確な現状把握と情報提供の充実<br/>国有財産に関する情報提供の充実、利便性の向上を図るため、地方公共団体の保有する土地の売却情報及び各省財産の売却情報へのリンク化並びに、財務省ホームページ上への国有財産に関するアイデア募集コンテンツ掲載・募集を行った。<br/>また、最新の国有財産行政を反映した「国有財産レポート」を作成・公表し、国有財産に関する情報公開に努めた。<br/>このほか、売却が適当なすべての未利用国有地について、国民のニーズに即応した情報提供を行った。</p> <p>平成26年度予算概算要求額：9,858,241千円<br/>【財務（支）局】<br/>機構要求：国有財産業務に関する効率的な実施体制の整備を図るため、統括国有財産管理官等を要求した。（注）下記No. 17と共通で要求した。<br/>定員要求：国有財産の有効活用等及び震災復興事業の円滑な実施のための体制強化のため、定員37名を要求した。</p> |
| 17 | 庁舎及び宿舎の最適化の推進 | <p>【引き続き推進】</p> <p>① 庁舎<br/>庁舎については、長寿命化によるコスト低減効果を総合的に勘案しつつ、省庁横断的な入替調整等を積極的に行うことにより、既存庁舎の効率的な使用を推進した。また、老朽化等により長寿命化が困難な庁舎については、利用者利便向上に十分配慮しつつ、特定国有財産整備計画の活用も含めた移転・集約化等を推進するとともに、建替えと民間借受けのコスト比較を行い、最も効率的な調達方法の選択に努めた。</p> <p>② 宿舎<br/>宿舎については、削減計画及び「『国家公務員宿舎の削減計画』に基づくコスト比較等による個別検討結果及び宿舎使用料の見直しについて」に基づく宿舎戸数の削減等及び宿舎使用料の見直しを着実に実施した。</p> <p>平成26年度財政投融资資金特別会計（特定国有財産整備勘定）予算概算要求額：46,769,874千円<br/>平成26年度予算概算要求額：12,972,187千円<br/>【財務（支）局】<br/>機構要求：国有財産業務に関する効率的な実施体制の整備を図るため、</p>  |



|    |                                 |   |
|----|---------------------------------|---|
|    |                                 | 統括国有財産管理官等を要求した。(注) 上記No. 16と共通で要求した。   |
| 18 | 国庫金の正確で効率的な管理                   | <p>【引き続き推進】</p> <p>① 確実な資金繰りを確保しつつ、国庫に一時的に留まる現金を可能な限り抑制するため、国庫金の受入日と支払日を合わせる調整について、各府省庁等の支払いの個別事情にも対応した取組を行った。</p> <p>② 財政資金対民間収支を原則毎月第1営業日に報道発表し、ホームページに掲載すること等により、国庫収支に関する迅速かつ正確な情報提供を行った。</p> <p>③ 国庫原簿と歳入歳出主計簿との突合により日本銀行の国庫金の出納事務が正確に行われているかどうかの検証を行った。</p> <p>平成26年度予算概算要求額：54,036千円</p>  |
| 19 | 日本銀行券・貨幣の円滑な供給及び偽造・変造の防止        | <p>【引き続き推進】</p> <p>引き続き、通貨に対する信頼を維持することを目的として、日本銀行券・貨幣の円滑な供給及び偽造・変造の防止等通貨制度の適切な運用を行った。</p> <p>特に通貨の偽造・変造は、国民の通貨に対する信頼を失わせ、経済社会に深刻な影響を及ぼす恐れがあることから、その防止については、引き続き、重点的に進める施策として位置付け、以下のような取組を行った。</p> <p>① 偽造・変造を防止する環境を整備するため、最近の通貨偽造の状況を踏まえ、国庫企画官を中心に、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人造幣局、日本銀行、警察当局及び税関当局等とも連絡を密にするとともに、海外の通貨当局との連携を図るよう努めた。</p> <p>② 通貨の偽造防止技術を記載したポスターを小売店等に対して機会を捉えて配布することにより、偽造通貨が行使されにくい環境の整備を行った。</p> <p>③ 偽造防止技術の向上のため、平成25年度に発行した記念貨幣のうち、平成20年度から継続して発行している地方自治法施行60周年記念五百円貨幣については、視認性が高く、大量生産が困難な「異形斜めギザ」に加え、偽造抵抗力が高いとされる「バイカラー・クラッド(二色三層構造)」を引き続き採用するとともに、偽造抵抗力の向上に独立行政法人国立印刷局及び独立行政法人造幣局と連携して取り組んだ。</p> <p>また、偽造防止技術を中心とした製造技術やデザイン力等の維持・向上及び国際協力を図る観点から、新興国等への国づくり支援として、外国政府等の通貨等製造及び製造技術協力の実施について、独立行政法人国立印刷局及び独立行政法人造幣局と連携を図った。</p> <p>平成26年度予算概算要求額：14,845,135千円</p> |
| 20 | 金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理 | <p>【引き続き推進】</p> <p>金融システムの状況を適切に踏まえながら、金融庁等と連携をとりつつ、政府保証枠の適切な設定、預金保険機構等の監督等、金融破綻処理制度の適切な整備・運用や迅速かつ的確な金融危機管理に努めた。</p> <p>平成26年度予算概算要求額：10,920千円</p>  |

|    |                                      |  |
|----|--------------------------------------|--|
| 21 | 内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等       | <p><b>【引き続き推進】</b></p> <p>① 関税率や関税改正に当たっては、内外の経済情勢の変化等を踏まえつつ、関係府省より提出された改正要望について、関係府省の政策評価結果を適切に活用し、措置の必要性や実現される具体的な効果、更にはその所管する産業の情勢や個別要望の国民経済全体への影響を聴取し、関係府省とも協議を十分に行った上で、関税・外国為替等審議会の調査・審議の結果を踏まえながら、適切に判断した。</p> <p>また、これらの過程において、国民のニーズの的確な把握に努めるとともに、内外の市況や国内の生産者の状況など客観的なデータの収集を行った。</p> <p>② 不当廉売関税等の特殊関税制度については、WTO協定及び国内関係法令等に則り、透明かつ公平・適正に運用を行った。</p> <p>平成26年度予算概算要求額：418,420千円</p>  |
| 22 | 多角的貿易体制の強化及び経済連携の推進、税関分野における貿易円滑化の推進 | <p><b>【引き続き推進】</b></p> <p>① 多角的貿易体制の強化及び経済連携の推進</p> <p>多角的貿易体制の維持・強化に向け、開発途上国の関心や懸念にも配慮しながら、ドーハ・ラウンド交渉に積極的に取り組みつつ、特に貿易手続の透明性・予見可能性・公平性の向上、簡素化・迅速化等を進める貿易円滑化交渉に積極的に取り組み、2013年12月の貿易円滑化協定の妥結に貢献した。</p> <p>経済連携協定の推進に関しては、アジア・太平洋地域及び東アジア地域においては、TPP協定、RCEP、日中韓、日豪、日モンゴル、日カナダ、日コロンビア、といった経済連携交渉を推進した。</p> <p>欧州では、EUとの経済連携交渉に積極的に取り組んだ。</p> <p>財務省は、主に関税政策・税関行政を所管する立場から、関係省庁との連携を密にし、こうした具体的取組を推進した。</p> <p>② 税関分野における貿易円滑化の推進</p> <p>イ アジアにおける税関近代化・高度化支援の取組</p> <p>日本企業がASEAN諸国等を中心にサプライチェーンを高度化・複雑化させている現状も踏まえ、キャパシティビルディング等により、我が国と経済的関係性の深い国における貿易手続の改善を通して相手国における貿易ビジネス環境の改善に積極的に貢献した。</p> <p>また、日本の優れた技術を活用した通関システムを各国において構築するよう積極的に貢献し、ベトナムでは、平成26年4月からNACCSをベースとした通関システムが運用開始されるとともに、ミャンマーにおいてもNACCSをベースとした通関システムの導入に向けた作業を進めていくこととした。</p> <p>その他の国においても、引き続き、各国に進出している日本企業からの具体的な貿易円滑化ニーズなどを踏まえ、きめ細かな関税技術協力を実施しその成果の定期的な検証を行った。</p> <p>ロ 地域協力の枠組みにおける取組</p> <p>APECやASEM等の枠組みを貿易円滑化などを推進する観点から積極的に活用した。</p> <p>日中韓の3か国間の地域協力の枠組みにおいては、貿易の安全確保と円滑化という各国共通の目標に向け取り組んだ。</p> <p>ハ WCO（世界税関機構）等国際機関等における取組</p> <p>WCOにおいては、税関手続の国際的調和・簡素化を通じた貿易円滑化や国際貿易の安全確保の取組に積極的に貢献していくとともに、国際標準に関する議論に参加することにより、引き続き我が国企業の国際競争力の強化及び我が国経済の成長力強化を図った。更に、WCOにおいて進められている不正薬物、知的財産侵害物品等の水際取締に係る国際協力の推進にも積極的に関与し、我が国社会の安全・安心の確保にも貢献した。</p> <p>ニ EPAにおける税関協力等に関する取組</p> |

|    |   |  |
|----|---|--|
|    |   | <p>貿易円滑化を促進する観点から、税関手続の国際的調和・簡素化や税関協力等に関する規定が盛り込まれるよう取り組んだ。</p> <p>ホ 税関当局間の情報交換等に関する取組<br/>不正薬物等の水際におけるより効果的な取締りを推進するため、他国・地域の税関当局との間で、関連する情報の交換を行うために相互に支援すること、また、貿易円滑化の取組を含む税関当局間の協力関係を強化することを定めた政府間協定・税関当局間取決め（税関相互支援協定）等を締結した。平成25年度においては、英国及びスペインとの間で協定署名に至った結果、税関相互支援協定等の締結国・地域数は26となった。</p> <p>平成26年度予算概算要求額：41,097千円<br/>機構要求：複数の経済連携協定（EPA）交渉等に迅速・的確に対応するため、経済連携第三係、原産地規則室等を要求した。<br/>定員要求：複数の経済連携協定（EPA）交渉等に対応する要員として、定員2名を要求した。</p>   |
| 23 | <p>関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上</p> | <p><b>【引き続き推進】</b></p> <p>① 関税等の適正な賦課及び徴収</p> <p>イ 通関審査・検査及び輸入事後調査の的確な実施<br/>通関時において的確に審査・検査を実施できるよう、引き続き研修等を通じて通関部門職員の関係法令や貨物等に対する知識向上に努めた。また、輸入事後調査においても、引き続き調査水準の維持・向上に努めた。</p> <p>ロ 通関業者に対する指導・監督<br/>適正かつ迅速な通関を確保するために、誤った申告等に対する適時適切な指導をはじめ、立入調査による法令遵守体制の検証・助言など、通関業者に対する、指導・監督の充実に努めた。</p> <p>ハ 事前教示制度<br/>文書及び口頭による照会に対する事前教示制度については、税関窓口等においてメリット等を丁寧に周知するほか、その対応に際しては全国レベルでの事例の分析や進捗管理を実施するとともに、照会に対し迅速な回答が確保されるよう、業務運営に取り組んだ。</p> <p>ニ 保税制度の適切な運用<br/>保税地域の許可等の際に申請者の法令遵守状況、貨物管理体制等について審査を行うとともに、被許可者に対しても、保税地域の立入検査を実施すること等により保税制度の適切な運用に努めた。</p> <p>② 社会悪物品等の密輸阻止</p> <p>イ 取締体制の整備<br/>水際における取締りに当たっては、取締対象を絞り込んでハイリスク貨物に対する重点的な取締りを行うことが効果的かつ効率的であることから、より充実した貨物、旅客等のリスク評価を行った。また、テロ関連物品や有害廃棄物の不正輸出を阻止するため、輸出事後調査についても積極的に実施した。このほか、取締・検査機器の拡充・高度化を図り、効率的な活用を努めた。さらに、大学・研究機関等と共同で、先端技術を活用した検査機器の導入に向けた取組を行った。<br/>また、知的財産侵害物品の水際取締りにについても、「知的財産推進計画」に基づく取組も含め、制度改正や体制強化を行うなどより一層強化した。</p> <p>ロ 関係機関との連携と情報の収集等<br/>引き続きその更なる拡大・充実に努めるとともに、WCOや国際連合等の国際機関主催の会議や協力枠組みにも積極的に参画し、外国関係機関との連携強化に努めた。<br/>外国税関との協力関係については、国際的組織犯罪の台頭を踏まえて、仕出地での情報を確保する観点から、税関相互支援協定等の締結国の拡大を図るとともに、積極的な情報交換を図った。</p> |

|    |  |  |
|----|--|--|
|    |  | <p>③ 税関手続における利用者利便の向上</p> <p>イ 通関手続の利用者利便の向上のための取組等<br/>     更なる貿易円滑化の観点から、通関関係書類の電子化・ペーパーレス化を促進することとしており、その一環としてこれまで書面での提出を求めていた通関関係書類について、平成25年10月よりNACCSを利用したPDF等の電磁的記録による提出を可能とした。<br/>     また、AEO制度の対象事業者、関係業界団体等に対して税関ホームページや説明会等を通じてそのPRに努めるとともに、制度の利用者利便について意見を聴取し制度の改善に努め、利用の拡大を図った。また、AEO事業者の承認等の業務に関し税関内で経験の一層の共有を図り、的確な運用にも努めた。更に、AEO制度の相互承認協議等を推進するとともに、将来の相互承認署名・実施を目指して、アジア諸国等におけるAEO制度に関する技術支援を実施した。</p> <p>ロ 利用者満足度の向上<br/>     輸出入者及び通関業者の方々の利用者満足度が向上するよう、引き続き、職員の資質の向上や法令・商品知識などの向上を図るための研修を充実させるとともに、文書による事前教示制度のより一層の利用促進、全国レベルでの事例分析やデータベースの税関における一層の活用にも努めた。</p> <p>④ 税関手続システムの機能拡充及び利用者利便の向上<br/>     関係省庁システムのNACCSへの統合を平成25年10月に実施した。<br/>     また、NACCS型システムの海外展開については、ベトナムへのシステム導入に向けた協力を引き続き実施する他、他国へのシステム導入の可能性についても検討を実施した。</p> <p>⑤ 実効性ある税関行政実現のための情報提供</p> <p>イ 税関広報活動の一層の充実<br/>     利用者の情報ニーズを踏まえた上で、AEO制度等の輸出入通関制度や水際取締りの状況等の情報を更なる内容の充実及び利便性の向上を図りつつ税関ホームページ等において提供するとともに、講演会や説明会等に加えて、ソーシャルメディアも活用し、これらの情報を積極的に発信した。</p> <p>ロ 税関相談制度<br/>     関税に関する法律の解釈・適用、申告・申請等の手続等について、的確かつ迅速に実施していくよう努めた。また、国民の皆様が相談しやすい窓口となるよう職員の接遇の改善に努めた。<br/>     カスタムスアンサーについては、制度改正等を踏まえた掲載項目の更新等による内容の充実や従来の質問・回答設定の見直しを行った。</p> <p>平成26年度予算概算要求額：28,588,065千円</p> <p><b>【税関】</b><br/>     機構要求：適正かつ迅速な旅具通関事務を遂行するため、統括監視官等を要求した。<br/>     定員要求：治安対策、国民の安全・安心の確保及び観光立国の実現に向けた体制強化のため、定員175名を要求した。<br/>     適正・公平な課税等の確保のため、定員6名を要求した。</p> |
| 24 | <p>外国為替市場の安定並びに国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保</p> | <p><b>【引き続き推進】</b><br/>     平成25年度においても、各国当局との意見交換や国際協調等を行うなど、外国為替市場の安定に向けた取組を行った。<br/>     国際金融システムの安定に向けG20、G7における取組に積極的に参画し、またIMFのガバナンスや機能強化の議論に積極的に貢献した。<br/>     アジアにおける地域金融協力の強化については、チェンマイ・イニシアティブ（CMIM）の強化、域内の経済監視を行う常設機関であるASEAN+3マクロ経済リサーチオフィス（AMRO）の更なる組織強化及びアジア債券市場育成イニシアティブ（ABMI）を推進した。<br/>     二国間金融協力の推進に関しては、二国間通貨スワップについて、イ</p>  |

|    |  |   |
|----|--|---|
|    |  | <p>インドネシア及びインドとの間で拡充契約を締結し、フィリピン及びシンガポールとの間で拡充・再締結に向けて基本合意したほか、現地通貨建て資金供給の促進に貢献する等、地域金融協力の強化に取り組んだ。</p> <p>また、各国・関連国際機関等との協力、外為法及び犯収法の実効性の確保、F A T F 勧告の実施に向けた更なる国内措置の検討、北朝鮮等に係る資産凍結等の措置等を適切に実施した。</p> <p>平成26年度外国為替資金特別会計予算概算要求額：1,304,177,092千円<br/> 機構要求：アジア地域の金融協力強化のために、地域協力調整官設置を要求した。<br/> 定員要求：アジア地域の金融協力強化及び外貨資産運用に関する体制の整備等のために、定員3名を要求した。</p>  |
| 25 | <p>開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進</p> | <p><b>【引き続き推進】</b><br/> これまで経協インフラ戦略会議で行われた議論等を踏まえつつ、関係省庁間で密接な連携を図りながら、MDBs及び諸外国との援助協調の推進、官民連携やNGOとの連携の促進、国別援助方針の策定等を通じて、財務省が所管するODAの一層効率的・戦略的な活用に取り組んだ。</p> <p>平成25年度の円借款業務は、アジアを中心とする開発途上国の経済・社会開発に寄与し、我が国との経済交流を促進すること等を目指して実施しました。JICAの海外投融資は、開発効果の高い案件を着実に実施し、実施体制や案件選択の方法等についても随時レビューを行い、必要な改善を行った。</p> <p>国際協力銀行（JBIC）業務に関しては、引き続き、民業補完の原則の下、国策上重要な海外資源確保、我が国産業の国際競争力の維持・向上、地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする事業の促進、国際金融秩序の混乱への対処に取り組んだ。</p> <p>MDBsに関しては、引き続き主要出資国として業務運営に積極的に参画し、我が国のODA政策・開発理念をMDBsの政策に反映させ、また、我が国の開発援助にMDBsの専門的知見や人材を活用することで、我が国支援の効果・効率を増大させた。</p> <p>開発途上国に対する債務救済や、債務に関する諸問題に取り組むため、パリクラブをはじめとする国際的枠組みにおける議論に、引き続き積極的に参加した。</p> <p>知的支援の実施に当たっては、相手国の要望に即した内容となるように必要に応じて見直しに努め、国際協力を積極的に取り組んだ。</p> <p>平成26年度予算概算要求額：110,792,206千円<br/> 機構要求：開発支援における国内外の関係機関との連携強化のための体制の整備のために、開発企画官を要求した。</p> |
| 26 | <p>アジア経済戦略の推進（新成長戦略）</p>                               | <p><b>【引き続き推進】</b><br/> 日本企業の海外展開支援について、JBICによる「海外展開支援出資ファシリティ」と「海外展開支援融資ファシリティ」を車の両輪として推進した。</p> <p>また、ASEAN諸国等との二国間の金融協力の強化にも積極的に取り組み、債券市場の発展支援、日系中堅・中小企業の資金需要やインフラ投資のための中長期資金需要への対応等、各国におけるニーズに応じて、協力を行った。</p>   |
| 27 | <p>政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保</p>                         | <p><b>【引き続き推進】</b></p> <p>① 政府系金融機関等は、国の政策金融の担い手として、経済・金融情勢等に即応して迅速・的確な対応を行うことが必要であることから、関係省庁等と緊密な連携の下、経済動向を踏まえつつ、必要なニーズに対し、政府系金融機関が質・量ともに的確な対応を行うことができるよう、民業補完の観点から不断の業務の見直しを行った。</p> <p>② 主務省として、リスク管理分野に関する検査を委任している金融庁をはじめ関係省庁と緊密に連携しつつ、政策目的の実現及び適正な業務運営の確保という観点から、各機関の法令等遵守態勢に関し、引き続き効果的・効率的な検査を行うとともに、上記リスク管理分野及び法令等遵守態勢に関する検査結果も踏まえて、各機関の財務の健全性の確保や業務運営体制の改善に努めた。</p>  |

|    |                           |   |
|----|---------------------------|---|
|    |                           | 平成26年度予算概算要求額：124,511,198千円   |
| 28 | 地震再保険事業の健全な運営             | <p><b>【引き続き推進】</b></p> <p>① 東日本大震災を受けての地震保険制度に関する検討と普及拡大<br/> PTの報告書を踏まえた商品性や保険料率に係る課題については、平成25年11月から翌年1月まで3回に亘り、「地震保険制度に関するプロジェクトチーム」フォローアップ会合を開催し、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・加入促進に向けた取組</li> <li>・商品性（査定簡素化の検討等）や保険料率（等区分の統合等）に係る課題への対応状況</li> <li>・引き続き検討すべき課題（「付保割合100%全損のみ補償」オプションの導入、立地割増・立地割引）</li> <li>・マンションの付属物の損害査定に係る検討状況等について報告・討議し、とりまとめを行った。</li> </ul> <p>地震保険の普及については、損保協会では住宅ローン利用者及びマンション管理組合に対して地震保険の必要性を訴求するチラシやポスターを作成し、関係当局や業界団体と連携して、金融機関やマンション管理組合等での掲示、配布を実施した。</p> <p>財務省は、損保業界の普及促進に向けた取組に関して、損保業界と意見交換を行うとともに、マンション管理組合への普及促進に向けた行政と関係業界団体の一層の連携について検討するため、国土交通省住宅局等の関係省庁と効果的な普及促進策について意見交換を行いました。</p> <p>② 再保険事業の健全な運営の確保を図るための検査の実施<br/> 政府の再保険事業の健全な運営の確保を図るため、平成25年度においては損害保険会社5社に対し、保険金支払業務に重点を置いた地震保険検査を実施した。</p> |
|    |                           | 平成26年度地震保険特別会計予算概算要求額：126,843,446千円   |
| 29 | 安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理 | <p><b>【引き続き推進】</b></p> <p>① 社会保障改革への対応<br/> 被用者年金一元化及び年金払い退職給付の施行に向けて、引き続き、事務体制や政省令等の整備を進めた。<br/> また、「社会保障制度改革推進法」に沿って取り組む社会保障改革について、関係各省とも連携を図って、検討を進めた。</p> <p>② 諸外国との社会保障協定への対応<br/> 各国との人的交流の促進を図る観点から、引き続き我が国と各国間の社会保障制度の適用について、国民年金・厚生年金制度を所管する厚生労働省等と協力して調整を行うことにより、今後、順次締結が予定されている各国との社会保障協定への対応を行った。</p> <p>③ 国家公務員共済組合連合会等の適正な運営の確保<br/> 国家公務員共済年金の支給等の実務を担う国家公務員共済組合連合会等の適正な業務運営を確保することにより、安定的で効率的な国家公務員共済組合制度等の管理・運営に努めた。</p>   |
|    |                           | 平成26年度予算概算要求額：72,491,598千円  |
| 30 | 日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保      | <p><b>【引き続き推進】</b></p> <p>財務諸表の承認、経費の予算の認可等を通じ、日本銀行の業務及び組織の適正な運営が確保されるように努めた。</p>   |
| 31 | たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保 | <p><b>【引き続き推進】</b></p> <p>① たばこ事業の適切な運営の確保<br/> WHOたばこ規制枠組条約を踏まえた国内措置の円滑な実施に適切に対応するため、同条約の関係会議に積極的に参加するとともに、対面販売時における年齢確認の徹底を要請するなど、未成年者喫煙防止に対する取組を推進した。<br/> また、たばこ事業法及び日本たばこ産業株式会社法に基づき、各財務（支）局等及び各税関とともに連携し、円滑な運営を図るとともに、たばこ事業の健全な発展に向けた管理・監督を引き続き行った。</p>   |

|  |  |  |
|--|--|--|
|  |  | <p>② 塩事業の適切な運営の確保</p> <p>塩事業については、塩需給見通し及び塩需給実績の調査・公表、生活用塩の供給業務等を行う塩事業センターに対する業務規程・事業計画及び収支予算の認可、各財務（支）局等及び各税関が行っている塩事業者の登録・届出に関する事務の調整等を通じ、塩事業の適切な運営が確保されるように努めた。</p> |
|--|--|--|

